

子育て世帯・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

1 報告趣旨

国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策の一環として、子育て世帯・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の事業執行に要する経費を緊急に措置する必要が生じ、令和3年（2021年）12月21日付で、市長による補正予算の専決処分を行ったため、その内容について報告する。

2 報告内容

（1）子育て世帯に対する臨時特別給付金

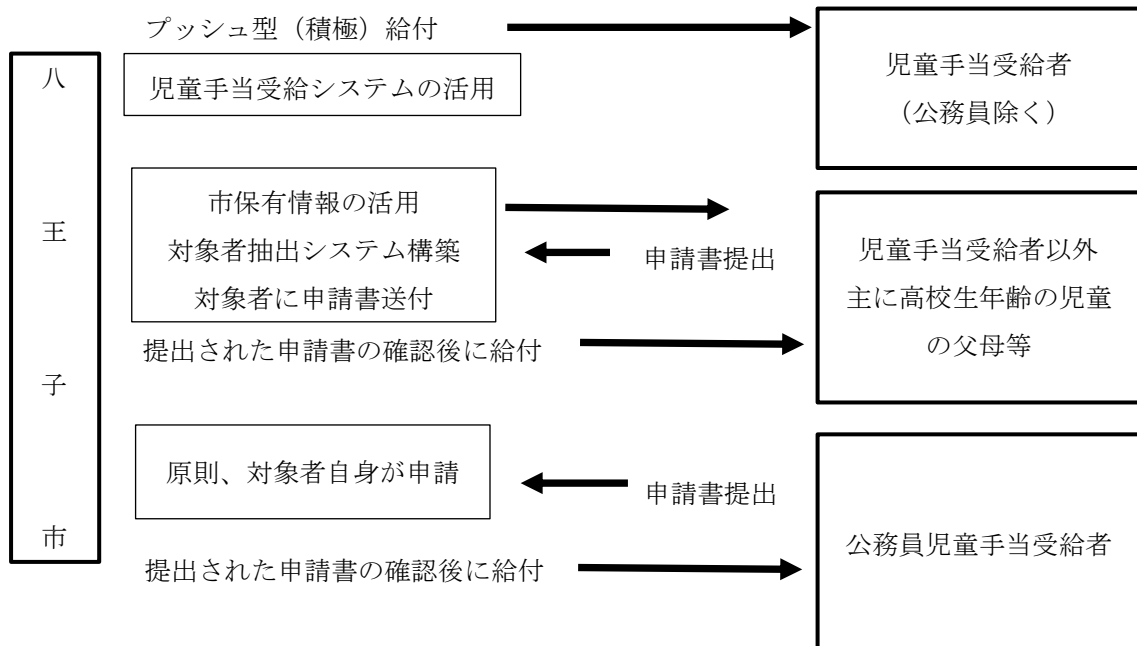
ア 対象

- ・令和3年（2021年）9月30日基準日の児童手当受給者（中学生以下の児童）
 - ・平成15年（2003年）4月2日～平成18年（2006年）4月1日出生児童を養育する父母等（主に高校生年齢の児童）
 - ・令和3年（2021年）10月～令和4年（2022年）3月出生新生児の父母等
- ※いずれも児童手当受給要件を満たすこと。

イ 給付額

児童1人あたり10万円

ウ 給付方法



(2) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

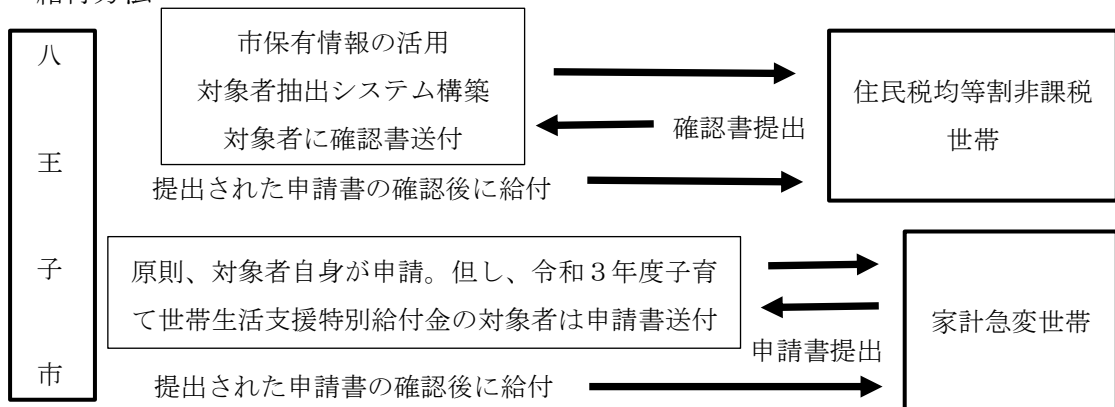
ア 対象

- ・令和3年(2021年)12月10日を基準日とする。
- ・令和3年度(2021年度)住民税均等割非課税である世帯(世帯全員)なお、住民税課税者に扶養されている者のみの世帯は除く。
- ・令和3年(2021年)1月1日から令和4年(2022年)9月30日までに新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、住民税均等割非課税相当の収入となった世帯(世帯全員)

イ 給付額

1世帯あたり10万円

ウ 給付方法



(3) 補正予算額(単位:千円)

臨時特別給付金対象世帯	11月26日補正	12月21日補正	補正後
子育て世帯	3,235,000	4,336,513	7,571,513
住民税課税非課税世帯等		8,656,416	8,656,416

3 給付状況と今後の見通し

令和3年度(2021年度)内の支給率は、子育て世帯臨時特別給付金は約98%
住民税非課税世帯等臨時特別給付金は約74%を見込んでいる。

